

けんり

こどもの権利ノート

しせつ せいかつ
～施設で生活するってどんなこと?～



鳥取県

< はじめに >

「あなたは、ひとりのたいせつな人間です」

しあわせせいかつに生活していく(あなたが「こちよおもい」と思える生活せいかつができる)権利けんりを、あなたは持もっています。

あなたはやさしい心こころをもち、いろいろなことができる力ちからをもっています。わたしたちは、あなたが「みらい」にむかって夢ゆめや希望きぼうを大きくふくらませてくださいるように、この「ノート」をあなたにおくおく贈ります。

あなたのこれからの生活せいかつを、みんなが応援おうえんしていますよ。



こ どもたちには、どんな ^{けんり} 権利があるの？

い ^{けんり} 生きる権利

すべての ^こ 子どもの ^{いのち} 命が ^{まも} 守られること

そだ ^{けんり} 育つ権利

医療、^{いりよう} 教育を受けたり、^{きょういく} 安心・^う 安全な生活を送れたり、^{あん} 心・^{しん} 安全な生活を送れたり、^{あんぜん} 友達と遊んだりして、^{せいかつ} あなたがもっている力を伸ばし、^{あそ} 成長できること ^{ちから} の ^の ^{せいちょう}

まも ^{けんり} 守られる権利

暴力を受けたり、^{ぼうりょく} 傷つけ ^う られたり無理やり ^{むり} 手伝い ^{てつだ} をさせられることなどが ^{まも} 守られること

さんか ^{けんり} 参加する権利

自由に意見や思いを言っ ^{じゆう} たり、^{いけん} みんなで ^{おも} 集まって ^い 話し合えること ^{あつ}

も く じ
< 目 次 >

- ① どうして施設しせつ せいかつで生活するの？
- ② どんな施設しせつ せいかつで生活するの？
- ③ わたしの話はなしは聞いてくれるの？
- ④ 家族かぞくと会うあことはできるの？
- ⑤ ひみつにしてほしいことは守まもってくれるの？
- ⑥ 大切にたいせつしているものを、施設しせつにもって行っていいの？
- ⑦ 本ほんやテレビなどを見るみことはできるの？
- ⑧ 学校がっこうはどうなるの？
- ⑨ 病気びょうきになったらどうなるの？
- ⑩ いろいろな考え方かんが かたをもってもいいの？
- ⑪ あそぶこと、自分じぶんの好きなこと（趣味しゅみ）はしていいの？
- ⑫ 体からだの安全あんぜんは守まもられるの？
- ⑬ 心こころがきずつけられることはないの？
- ⑭ ほうっておかれることはないの？
- ⑮ エッチないやがらせをされることはないの？
- ⑯ 本当にほんとう相談そうだんしてもだいじょうぶなの？
- ⑰ 施設しせつを出でたあと、こまったときはどうするの？
- ⑱ わたしの「担当たんとうの人ひと」はだれなの？

① どうして施設で生活するの？

いまのあなたにとって、いちばん^{あんしん}安心して^{せいかつ}生活できる^{ばしょ}場所
は、「施設」だとあなたのまわりの人たち(家族や^{じどうそうだん}児童相談
^{しょ}所の人)が^{ひと}考えました。

あなたが「施設で生活してもいいよ」と^{おも}思えるようになる
までその^{りゆう}理由を^き聞いてね。いつまで^{せいかつ}施設で生活するのか、ど
うなれば^{かぞく}家族といっしょに^{せいかつ}生活できるようになるのか、^{かぞく}家族
や^{じどうそうだんしょ}児童相談所の人と^{ひと}一緒に^{いっしょ}考えたり、^{はな}話したりすることがで
きるよ。



② しせつ せいかつどんな施設で生活するの？

せいかつ しせつ じどうそうだんしょ ひと
これからあなたが生活する施設について、児童相談所の人に、
はなし き
どんなところなのか、話を聞くことができるよ。

しせつ ひと はなし き しせつ み
施設の人に話を聞いたり、施設を見に行くこともできるよ。



③ わたしの話は聞いてくれるの？

あなたが施設で生活していくなかで「こうしてほしいなあ」
「こうなればいいのになあ」と思ったことは、どんどん施設や児童
相談所の人に話してね。

施設や児童相談所の人には、その話をしゅげんに聞いてくれる
よ。そして、あなたの話を大切に、どうすればいいのかを、あなた
といっしょに考えていくよ。



④ ^{かぞく} ^あ 家族と会うことはできるの？

あなたはとくべつな理由りゆうがないかぎり、家族かぞくと会あったり、
電話でんわで話はなしをしたり、手紙てがみを出だすことができるよ。家いえに帰かえって
と泊とまったり、家族かぞくと外がい出しゅつもできるよ。

もし、あなたいまが「今いまは会あいたくない」「今いまは話はなしをしたくない
い」と思おもったら、施設しせつや児じ童どう相そう談だん所しょのひとに話はなしてね。あなた
の気き持もちを大たい切せつにして、家かぞく族ひとのい人に言いってほしくないことは
つたつたええないから安あん心しんしてね。



⑤ ひみつにしてほしいことは^{まも}守ってくれるの？

あなたが人^{ひと}に知られ^したくないと^{おも}っている「ひみつ」は、ほか
の人^{ひと}に話^{はな}したりしないよ。

手紙^{てがみ}や電話^{でんわ}について^も、あなたが知^しらない^ようちに読^よんだり、聞^き
いたり^{はなし}することは^{あんしん}ないので安心^{あんしん}してね。



たいせつ
⑥ 大切にしているものを、

しせつ
施設にもって行っていいの？

たいせつ ひつよう しせつ
あなたの大切にしているものや、必要なものを施設にもって
つか
行って、使ったりすることができるよ。

しんぱい
でも、もっているとあなたがなくしそう、こわれそうで心配な
かぞく しせつ ひと そうだん き
ものは、家族や施設の人とよく相談して決めましょうね。



⑦ ^{ほん}本や^みテレビなどを見ることはできるの？

^{ほん}本や^{テレビ}テレビ、^{しんぶん}新聞などを見ることができるよ。^{ほん}本や^{テレビ}テレビなどからいろいろなことを知ることは、とても大切なことだよ。

ほかにも「こんなことが知りたいなあ」と思ったら、^{おも}施設の^し人に^{しせつ}相談してね。



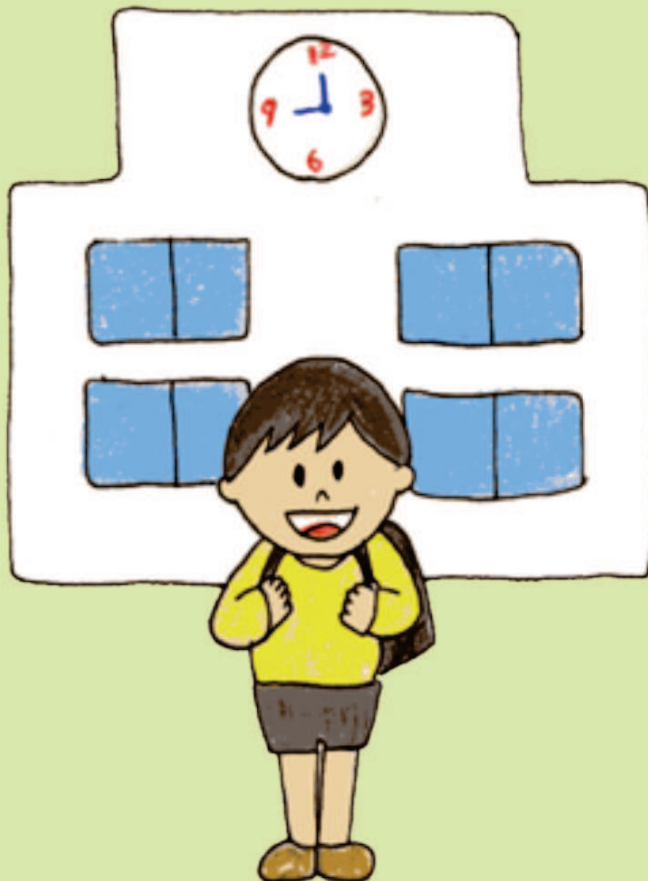
がっこう ⑧ 学校はどうなるの？

しせつ ちか しょうがっこう い ちゅうがっこう そつぎょう
施設の近くにある小学校に行くよ。中学校を卒業してから

しせつ こうこう せんもんがっこう だいがく い
も、施設から高校や専門学校、大学などに行くことができる
よ。

こうこう せんもんがっこう い じぶん き
どの高校や専門学校に行くかは、あなたが自分で決められ

まよ しせつ じどうそうだんしょ ひと かんが
るよ。もし迷ったら、施設や児童相談所の人がいっしょに考
えてくれるからね。



びょうき ⑨ 病気になったらどうなるの？

けんこう せいかつ しせつ えいよう
あなたが健康に生活できるように、施設では「栄養のある

しょくじ ふく へや ようい
食事・きれいな服・ゆっくりとすごせる部屋」を用意して
いるよ。

びょうき びょういん い げんき あんしん
病気になったら、病院に行って元気にしてもらおうから安心

してね。



⑩ ^{かんが} ^{かた} いろいろな考え方をもってもいいの？

^{じゆう} あなたは自由になにかを ^{かんが} 考えたり、なにか(宗教など)を ^{じゆう} ^{しん} 自由に信じていることができるよ。

^{おな} ^{ひと} 同じように、ほかの人にもいろいろな ^{かんが} ^{かた} 考え方をもっているから、
^{かんが} ^{かた} ^{たいせつ} その考え方も大切にしようね。



⑪ あそぶこと、自分の好きなこと（趣味）は しているの？

いろいろな友達とあそぶことができるよ。あなたの好きな

こと（趣味）・音楽・スポーツなどを楽しむこともできるよ。



次のページから虐待（傷つけられてしまうこと）について書いてあるよ。
読みたくない人は無理をして読まなくていいよ。

からだ あんぜん まも
⑫ 体の安全は守られるの？

たたかれたり、けられたり、とじこめられたり、^{からだ}体にケガ
をするようなことをされることは、^{しんたいてきぎやくたい}身体的虐待といって、ゆる
るされないことだよ。



⑬ ^{こころ}心がきずつけられることはないの？

むしされたり、さべつされたり、ど^{おも}なられてこわい思いを
したり、いやなことを言^いわれて心^{こころ}を傷^{きず}つけられることは、心^{しん}
^{りてきぎやくたい}理的虐待とい^{って}、ゆるされないことだよ。



⑭ ほうっておかれることはないの？

ごはんを^た食べさせてもらえなかったり、きれいな^{ふく}服を^{よう}用意してもらえなかったり、^い病^{びょう}気^きになっても^{びょう}院^{いん}につれて行^いってもらえなかったりすることは、ネグレクトと^いって、ゆる^いる^いされないことだよ。



⑮ エッチないやがらせをされることはないの？

びょうき てあて みず
病気とかケガの手当いがいで、プライベートゾーン（水
ぎ ぶぶん
着でかくれる部分）をさわられる・さわらせる、はだかを
み み はなし せいてきぎやく
見られる・見せられる、エッチな話をされるのは、性的虐
たい
待といって、ゆるされないことだよ。



ほんとう そうだん
①6 本当に相談してもだいじょうぶなの？

じぶん ほか こ

自分や他の子どもがされた、いやなことやゆるされない

おとな そうだん

ことがあれば大人に相談してね。だいじょうぶ、あなたが

おも

まも

いやな思いをしないように、守るからね。



⑰ ^{しせつ} ^で 施設を出たあと、こまったときはどうするの？

^{しせつ} ^で あなたは施設を出たあとも、こまったときは施設や児童相談所
^{しせつ} ^{じどう} ^{そう} ^{だん} ^{しょ} の人に相談することができるよ。いつでも、どんなことでも、こま
^{ひと} ^{そう} ^{だん} ったときは、はずかしがらずに相談してね。
^{そう} ^{だん} みんながあなたのことを応援しているよ。



⑱ わたしの「^{たんとう}担当の^{ひと}人」はだれなの？

しせつ たんとう ひと
＜施設の担当の人のなまえ＞

ねん がつ にち
年 月 日からは…

【

ねん がつ にち
年 月 日からは…

【

ねん がつ にち
年 月 日からは…

【

☆なまえのほかにも、おぼえておきたいことがあれば

した か
下^{した}に^か書いてね。

じどうそうだんしよ たんとう ひと
＜児童相談所の担当の人のなまえ＞

ねん がつ 日にち
年 月 日からは…

【 】

ねん がつ 日にち
年 月 日からは…

【 】

ねん がつ 日にち
年 月 日からは…

【 】

☆なまえのほかにも、おぼえておきたいことがあれば

した が
下を書いてね。

<ここは自由じゆうにつかってね>

あなたが自分の生活にかかわることについて意見があったりするきは、どんなことでもよいので、施設や児童相談所の職員に相談してください。

そして、虐待やいやがらせなどであなたの権利が守られていないとあなたが思ったときや助けてほしいと思ったとき、だれかが虐待を受けているのを見たときにも、施設や児童相談所の職員に相談してください。

施設や児童相談所の職員に相談しにくいときは、

「施設が設置している第三者委員」や

「鳥取県福祉サービス運営適正化委員会」に相談してください。

必要に応じて詳しく調査をしたり、専門家が助言をしたりして、

あなたの権利が守られるようにします。

ぎゃくたい けんり
虐待やいやがらせなどで、あなたの権利が
しせつ じどうそうだんしょ しょくいん
施設や児童相談所の職員に



しせつ じどうそうだんしょ しょくいん そうだん
施設や児童相談所の職員に相談してください。

しせつ くじょうけつけたんとしや
【あなたの施設の苦情受付担当者は】

なまえ
○名前 ()

やくしょく
役職 ()

しせつ いけんばこ
【あなたの施設の意見箱は】

() においてあります

じどうそうだんしょ
【児童相談所】

ふくしそうだん
○福祉相談センター

とっとりしえづ
〒680-0901 鳥取市江津318-1

でんわ
電話 0857-23-6080

メールアドレス fukushisodan@pref.tottori.lg.jp



くらよしじどうそうだんしょ
○倉吉児童相談所

くらよしみやがわちよう
〒682-0881 倉吉市宮川町2-36

でんわ
電話 0858-23-1141

メールアドレス kurayoshijidosodan@pref.tottori.lg.jp



よなごじどうそうだんしょ
○米子児童相談所

よなごしばくろうまち
〒683-0052 米子市博労町4-50

でんわ
電話 0859-33-1471

メールアドレス yonagojidosodan@pref.tottori.lg.jp



けんり まも
あなたの権利を守るために
そうだん はな あ ひつよう おう ちょうさ じっし
相談・話し合い、必要に応じた調査の実施、
た けんりほご おとな どりよく
その他、権利保護のために大人が努力します

まも かん
守られていないと感じたときに
そうだん
相談できますか？



そうだん
いいえまたは相談しにくい

しせつ せっち だいさんしゃいいん
施設が設置している第三者委員や
とっとりけんふくし うんえいてきせいはいんかい そうだん
鳥取県福祉サービス運営適正化委員会に相談してください。

しせつ せっち だいさんしゃいいん
【施設が設置している第三者委員】

なまえ 名前 ()	しよくぎょう 職業 ()
でんわ 電話 ()	でんわかのうじかん 電話可能時間 (~)
なまえ 名前 ()	しよくぎょう 職業 ()
でんわ 電話 ()	でんわかのうじかん 電話可能時間 (~)
なまえ 名前 ()	しよくぎょう 職業 ()
でんわ 電話 ()	でんわかのうじかん 電話可能時間 (~)

とっとりけんふくし うんえいてきせいはいんかい
【鳥取県福祉サービス運営適正化委員会】

とっとりしふしの
〒689-0201 鳥取市伏野1729-5
でんわ
電話 0857-59-6335 FAX 0857-59-6340

メールアドレス unei-t@tottori-wel.or.jp

うけつけじかん じ ごと じ
受付時間 午前9時～午後5時

ただし、ど にち しゆくじつ ねんまつねんし やす
ただし、土、日、祝日、年末年始はお休みです。



でんわ てがみ じっさい い はなし
※電話、FAX、メール、手紙、実際に行って話をする。

ほうほう ひみつ まも
どんな方法でもだいじょうぶです。(秘密は守られます)

いちばんさいご とど
このノートの一冊最後のページのはがきは、こちらに届きます。



そうだん
相談したら

けんり まも
あなたの権利を守るために

ひつよう おう ちょうさ じっし せんもんか じよげん
必要に応じた調査の実施、専門家の助言

そうだん はな あ た けんりほご おとな どりよく
相談・話し合い、その他、権利保護のために大人が努力します

どんなことでもよいですから、意見いけんがあつたり相談そうだんしたいこと
があつたり助けたすてほしいときは、手紙てがみを書かいたり、メールをし
たり、電話でんわを掛けてください。相談そうだんをしてくれたあなたの気持きも
ちを否定ひていすることは絶対ぜったいにしません。手紙てがみの送り先おくやメールア
ドレス、電話番号でんわばんごうは、25ページと26ページに書かいています。

あなたからの相談そうだんを待まっています。

このノートの一いち番最後ばんさいごについているはがきをそのまま使つかうと、
「鳥取県福祉サービス運営適正化委員会とっとりけんふくし うんえいてきせいはいんかい とど」に届とどきます。

わからないことやこんなことを聞きいてみたい、

言いってみたいなどの意見いけんを書かいて出だしてもいいです。

あなたからの意見いけんや相談そうだんを待まっています。

鳥取市伏野二七二九一五

鳥取県立福祉人材研修センター内

鳥取県福祉サービス

運営適正化委員会

行

6 8 9 0 2 0 1





<あしがき>

この「ノート」をきっかけに、あなたが大切な人であること、あなたの言葉や思いを大事にしたいと思っていることが伝わればよいなと思っています。

あなたの権利やみんなの権利が守られるように、何よりあなたが幸せになることを願って…あなたにこの「ノート」を贈ります。

<このノートを作った人たちより>



さしえ ことさか あき
挿絵：小坂阿季

